令和４年第４回　飯塚市議会会議録第６号

　令和４年９月２８日（水曜日）　午前１０時００分開議

○議事日程

日程第２４日　　９月２８日（水曜日）

第１　常任委員会委員長報告

１　総務委員長報告（質疑、討論、採決）

（１）議案第７０号　令和４年度 飯塚市一般会計補正予算（第５号）

（２）議案第７１号　飯塚市職員定数条例の一部を改正する条例

（３）議案第７２号　飯塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

（４）議案第７３号　飯塚市税条例等の一部を改正する条例

２　福祉文教委員長報告（質疑、討論、採決）

（１）議案第７７号　契約の締結（（仮称）楽市・平恒統合保育所園舎建設工事）

（２）議案第７８号　損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（嘉飯地区中学校新人

バレーボール大会での負傷事故）

３　協働環境委員長報告（質疑、討論、採決）

（１）議案第７４号　飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例

（２）議員提出議案第２号　飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する条例

４　経済建設委員長報告（質疑、討論、採決）

（１）議案第７５号　飯塚市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

（２）議案第７６号　契約の締結（下三緒排水ポンプ場新設（電気設備）工事）

（３）議案第７９号　市道路線の廃止

（４）議案第８０号　市道路線の認定

（５）議案第８１号　専決処分の承認（令和４年度 飯塚市一般会計補正予算（第４号））

（６）認定第１２号　令和３年度 飯塚市水道事業会計決算の認定

（７）認定第１３号　令和３年度 飯塚市工業用水道事業会計決算の認定

（８）認定第１４号　令和３年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定

（９）認定第１５号　令和３年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定

第２　令和３年度決算特別委員長報告（質疑、討論、採決）

１　認定第　１号　令和３年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定

２　認定第　２号　令和３年度 飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定

３　認定第　３号　令和３年度 飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定

４　認定第　４号　令和３年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

５　認定第　５号　令和３年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定

６　認定第　６号　令和３年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定

７　認定第　７号　令和３年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定

８　認定第　８号　令和３年度 飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定

９　認定第　９号　令和３年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定

10　認定第１０号　令和３年度 飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定

11　認定第１１号　令和３年度 飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定

第３　議会運営委員長報告（質疑、討論、採決）

１　請願第　９号　新体育館の移動式観覧席に関する百条委員会設置を求める請願

第４　人事議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

１　議案第８２号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること

２　議案第８３号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること

３　議案第８４号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること

４　議案第８５号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること

５　議案第８６号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること

６　議案第８７号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること

第５　議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

　　１　議員提出議案第１５号　女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める  
意見書の提出

２　議員提出議案第１６号　消費税インボイス制度に関する意見書の提出

３　議員提出議案第１７号　世界平和統一家庭連合（旧統一教会）に関する意見書の提出

第６　報告事項の説明、質疑

１　報告第１５号　継続費精算報告書の報告（令和３年度 飯塚市一般会計）

２　報告第１６号　令和３年度 健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告

３　報告第１７号　令和３年度 児童虐待に関する状況の報告

第７　署名議員の指名

第８　閉　会

○会議に付した事件

　議事日程のとおり

○議長（秀村長利）

　これより本会議を開きます。常任委員会に付託していました「議案第７０号」から「議案第８１号」までの１２件、「認定第１２号」から「認定第１５号」までの４件及び「議員提出議案第２号」、以上１７件を一括議題といたします。

「総務委員長の報告」を求めます。６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　総務委員会に付託を受けました議案４件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第７０号　令和４年度 飯塚市一般会計補正予算（第５号）」については、執行部から、補正予算書等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、電算管理費、その他の電算管理費については、他市の先進的な取組を視察することとしているが、どのような視察を行うことで、本市の業務に反映させていくよう考えているのかということについては、アプリを活用した認知症予防や窓口申請における書類記入時間短縮の取組について、先進地視察を行い、導入の検討や導入時における運用上の課題解決を図っていきたいと考えている。その他にも、本市のデジタル化を推進するためには、ＤＸ推進人材の育成が必要であることから、業務改革等に関する展示会への参加や、庁内や一部の窓口で公開している地理情報システム、ＧＩＳにおいて、市民や事業者の利便性の向上、業務の効率化・省力化を目指していることから、各部署内で保有している情報の統合や公開の手法に先進的に取り組んでいる自治体への視察を計画しているという答弁であります。

次に、土木総務費、定住化促進事業費については、補助金の活用が見込みよりも多く、予算不足が生じているということだが、現在、補助金申請は何件あり、今後どのくらいの申請を見込んでいるのかということについては、現在５８件の申請があり、今年度の申請件数を１６４件と見込んでいるという答弁であります。

次に、どこの地域からの移住が多いのかということについては、県内からの移住は４８件、県外からの移住は１０件となっており、県内の移住のうち、糟屋郡内から１６件、福岡市内から１１件という順になっているという答弁であります。

次に、本補助金が不足しているため、申請を見合わせている方はいないのか。また、そのような方は、補助金申請は可能なのかということについては、補助金申請の受付を一旦停止した以降に、現在まで補助金申請の相談を受けた方は２２世帯あり、今回の補正予算が可決となれば、補助金の申請は可能であるという答弁であります。

次に、本補助金が不足した要因をどのように考えているのかということについては、大分小学校跡地をはじめ、小中一貫校穂波東校周辺など、市内で新たな住宅地開発が進んでいることや、本事業が３年目を迎え、広報等の周知、理解が広がったことから、年度当初から予想を上回る申請件数となり、不足したものと考えているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第７１号　飯塚市職員定数条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、定数外の職員に育児休業中の職員を加えることで、どのような効果が生まれるのかということについては、職員が育児休業を取得した場合、当該職員は定数内となるため、新たに正規職員を配置することができないことから、会計年度任用職員を任用しているが、担当する業務には限りがあり、正規職員が業務を分担している。このような背景の中で、定数外の職員に育児休業中の職員を加えることで、正規職員の配置ができ、職場に負担をかけるという心配事が解決され、育児休業の取得の促進や職場の負担軽減という効果があるものと考えているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第７２号　飯塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、今回の条例改正のポイントは何かということについては、非常勤職員が子の出生後８週間以内に育児休業を取得しようとする場合、子が１歳６か月に達する日まで雇用関係が終了することが明らかでないことが必要だったものが、子の出生日から起算し、８週間と６か月となり、雇用期間の要件が短縮されたことで、幅広く育児休業の取得が可能となることや、非常勤職員が子の１歳以降の育児休業を取得しようとする場合、育児休業開始日が１歳または１歳６か月到達日の翌日に限定され、その限定された日のみで夫婦の交代が可能となっていたものが、１歳または１歳６か月に限らず夫婦交代で育児休業の取得が可能となり、柔軟に育児休業が取得できるという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第７３号　飯塚市税条例等の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（秀村長利）

　総務委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　討論を終結いたします。採決いたします。「議案第７０号　令和４年度 飯塚市一般会計補正予算（第５号）」、「議案第７１号　飯塚市職員定数条例の一部を改正する条例」、「議案第７２号　飯塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」及び「議案第７３号　飯塚市税条例等の一部を改正する条例」、以上４件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

　ご異議なしと認めます。よって、本案４件は、いずれも原案可決されました。

「福祉文教委員長の報告」を求めます。２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　福祉文教委員会に付託を受けました議案２件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第７７号　契約の締結（（仮称）楽市・平恒統合保育所園舎建設工事）」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、さきの議会で公共工事発注における総合評価落札方式による入札制度の廃止を求める内容の請願が採択されているにもかかわらず、今回の入札を総合評価落札方式で実施したのはなぜかということについては、請願が採択されたことは重く受け止めており、今後の総合評価落札方式の在り方については検討していくこととしているが、現時点では現在の総合評価競争入札試行実施要領に基づき、総合評価落札方式で実施しているという答弁であります。

次に、本議案の審査において、各業者の提案内容などを確認しないと評価点が正しくつけられているのか判断できないため、提出を求めたが、飯塚市情報公開条例の規定に基づき、非公開としているとの回答だった。採点が正しく行われたかをどのように判断すればよいのかということについては、昨年度までは採点について内部協議を行い、外部の学識経験者から意見聴取を行った後に、飯塚市総合評価競争入札（試行）内部小委員会で決定するという形をとっていたが、今年度から外部の学識経験者２名を加えた飯塚市総合評価技術委員会を設置し、総合評価競争入札における評価基準の設定並びに採点を実施するよう見直しを行っており、評価・採点については、より公平性・透明性が確保された中で行われたと考えているという答弁であります。

次に、楽市・平恒統合保育所の開設時期及び定数はどのようになるのかということについては、開設時期は令和６年４月で、定数は、現在、楽市保育所が１２０名、平恒保育所が６０名であることから、併せて１８０名を予定しているという答弁であります。

次に、今年移転新設した筑穂保育所は定数を減らしていたが、楽市・平恒統合保育所の定数が変わらないのはなぜかということについては、穂波地区の子どもの人口増減率は横ばいであること、穂波地区の私立保育園は全て入所率が１００％を超えていること、市場跡地への企業誘致で人口増が見込まれることなどから、定数は削減せず、１８０名で設定しているという答弁であります。

次に、楽市・平恒統合保育所の建設予定地は穂波武道場跡地であるが、地盤や土壌汚染については問題ないのかということについては、地盤調査の結果、建物を支える支持層に至る箇所で若干不安な要素があったため、既製杭で確実に支持層へ貫入させる工法を計画している。土壌汚染については、土壌汚染対策法の対象外であるが、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所と土地の履歴等を確認し、問題ないことを確認しているという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、子どもの安全について十分な配慮が行われていないこと、入札において全者が低入札調査基準価格または失格基準価格での応札であり、総合評価落札方式の目標が達成されたとは言えないため、本案に反対であるという意見や、請願が採択されたにもかかわらず、総合評価落札方式を一旦中止することなく現在の総合評価落札方式で入札を実施することは、自分たちの意図するものではないことなどから、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第７８号　損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（嘉飯地区中学校新人バレーボール大会での負傷事故）」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、本市にはどのような過失があったのかということについては、当該生徒への試合出場の意思確認やテーピングの処置を施していたとはいえ、膝の痛みを把握していながら、出場を続けさせた部活動顧問の判断が過失であったという答弁であります。

次に、部活動顧問は校長や教育委員会などに相談せず、試合への出場を判断したのかということについては、当該生徒への出場の意思確認はしているが、出場を続けさせることは部活動顧問１人の判断であるという答弁であります。

また、審査の過程において、今後同じような事故が起きないよう、大会開催時にはスポーツドクターなど第三者の意見が聞けるような体制をつくるべきであるという意見が出されました。

以上のような審査の後、委員の中から、当事者は飯塚市長及び教育長に対して謝罪を求めて提訴する選択肢があり、その選択肢を残すためにも、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（秀村長利）

　福祉文教委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　日本共産党の川上直喜です。私は、「議案第７７号」並びに「議案第７８号」に反対の立場から討論を行います。

まず、（仮称）楽市・平恒統合保育所園舎建設工事議案は、老朽化対策として２つの公立保育所を集約して、規模を大きくし、新体育館に統合した穂波武道場跡地に移転新築するものであります。保育所の新築は本来、子どもの安全と幸せ、保護者の安心と送迎の利便を最優先に、十分な合意の下に進められるべきであります。市役所は、楽市保育所は現在地周辺に残そうと考えたが条件が整わず、やむを得なかったという説明をしますが、今回の２つの公立保育所の統合の理由にはなりません。この間の経過は、国の保育所の民営化推進方針の下で、子どもと保護者よりも、市役所の都合を優先して進められたところに矛盾があることを示しています。

私が指摘したい視点の第１は、新型コロナウイルスの感染リスクを少しでも抑制する上で、子どもと保護者、保育所ほかの規模が大きくなる統合は不利になることが、市役所としてまともに検討されていないことです。第２は、子どもの送迎については、現在の楽市保育所から統合新設予定地の穂波武道場跡地への移転は、保護者にとって負担が大きくなることであります。第３は、そもそも穂波武道場跡地周辺において、土壌汚染の不安があるのが分かっているのに、市役所が調査さえしようとしないことであります。また、入札についても不透明さが付きまとっています。

次に、損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解についてであります。学校事故に関わるこの和解は、飯塚市の責任を認めるものとなっています。９月１５日の福祉文教委員会での質疑において、片峯市長は、この事故が発生した当時、教育委員会で学校教育課長をしていたのが自分であることをようやく認めました。その後、教育長に就任するなど一貫して責任ある立場にあったわけですが、一度も謝罪に行ったことがないと言います。片峯市長、藤江副市長、武井教育長が並ぶ前で、私はいつ謝罪に行くのかと質問しましたが、誰も手を挙げて答弁することはありませんでした。

私は、苦しんでおられる当事者の権利を尊重する観点から、今回議案には同意することができません。以上で討論を終わります。

○議長（秀村長利）

　ほかに討論はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　討論を終結いたします。採決いたします。「議案第７７号　契約の締結（（仮称）楽市・平恒統合保育所園舎建設工事）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

　（　起　立　）

　賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第７８号　損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（嘉飯地区中学校新人バレーボール大会での負傷事故）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

　（　起　立　）

　賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「協働環境委員長の報告」を求めます。４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　協働環境委員会に付託を受けました議案１件及び議員提出議案１件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第７４号　飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、幸袋交流センターが移転するということだが、跡地はどのような活用を考えているのかということについては、まだ方向性が決まっておらず、今後検討していくという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議員提出議案第２号　飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する条例」については、執行部から「議員提出条例案と飯塚市自然環境保全条例との照合」等の資料提出並びに補足説明を受け、審査いたしました。

提出者に対する質疑応答の主なものとして、本条例第１０条「周辺関係者への説明」、第１８条「特定事業の承継」及び第２４条「報告の徴収及び立入調査」については、「飯塚市自然環境保全条例」と類似しているように感じるが、どのように考えているのかということについては、本条例において齟齬が生じているものではないため、問題はないと考えているという答弁であります。

次に、類似している現状を認めた上で、問題ないと考えているのかということについては、同趣旨の部分はあるが、本条例において問題があるというわけではないと考えているという答弁であります。

　次に、本条例は大阪府のひな型と神戸市の条例を参考にして提出したということだが、大阪府内４３の自治体のうち、４自治体だけが条例を制定しているという状況を、どのように考えているのかということについては、それぞれの自治体が抱える問題に応じて制定されているものと考えているという答弁であります。

次に、神戸市では、西日本豪雨により新幹線の線路脇まで崩落した事故を受けて条例を制定したということだが、制定される前はどのような対応がなされていたのかということについては、制定前の対応については不明であるが、新聞記事では、条例がない状況では問題があったということであり、神戸市にも確認したという答弁であります。

次に、神戸市を含め１９２の自治体が条例を制定しているが、神戸市以外の自治体の条例はどのような内容なのかということについては、提出した資料の地方自治研究機構がまとめた「太陽光発電設備の規制に関する条例の制定状況などのまとめ」において、どこが条例を制定しているのか、制定の経緯、規制条例のタイプなど、非常に詳細に記載されていることから、それらを確認してほしいという答弁であります。

次に、神戸市以外でも太陽光発電設備による同様の事故等が起きているが、それらの自治体の条例と比較検討は行ったのかということについては、全ての条例を検討したわけではないとの答弁であります。

次に、本条例第３条第６項の「周辺関係者」について、「特定事業に伴って生活環境等に一定の影響を受けると認められる者」と記載されているが、「一定の影響」とは、どのような影響を示すものかということについては、大阪モデルのひな型に記載されていることを含め、規則で定めていただき、対象者や対象となる範囲は、できるだけ広めに考えるべきだという答弁であります。

次に、本条例第８条第４号の「自然環境が良好な土地」とは、本市のどの地域を示すのか、また、「その地区の周辺の自然的社会的諸条件」とは、どのような意味なのかということについては、地域との相談や、本市の内部協議により地域が指定されていくことが考えられる。また、例えば、土砂崩れの心配はないが、自然環境として保全しておくべきだというようなところが諸条件として該当すると考えているという答弁であります。

次に、本条例第８条第４号及び第５号において、民有地を禁止区域に指定する場合、法律的な問題や財産権侵害等には当たらないのかということについては、大阪府がひな型として示していることから問題はないと考えている。財産権の行使についても、公共の福祉に反しないように指定すれば問題ないと考えるが、仮に指定について意義が出た場合は、民有地の所有者から司法手続を行っていただくことも考えられる。また、本条例第８条第１号から第３号でも民有地ということは十分あり得ることから、問題はないと考えるという答弁であります。

次に、附則の第１条に、「公布の日から起算して６０日を超えない範囲内において規則で定める日から施行する」となっているが、どのような考えで６０日としたのかということについては、６０日あれば十分に規則の作成や周知期間が確保できると考え提案しており、また、本市の環境を守るためには、早期のスタートが必要だと考え、６０日という設定をしたという答弁であります。

次に、本条例は太陽光発電に特化したものであるが、太陽光発電に関する国の法整備等の状況が変化している中で、どのように考えているのかということについては、国の環境整備も一定程度進んではいるが、検討会の段階であり、法制化されるまでには１年くらいかかるのではないかと考えていることから、早期に本市の環境や市民の安全を守るためには、条例を定めることが有益であると考えているという答弁であります。

この答弁を受け、改正ＦＩＴ法、森林法、電気事業法等、国や県との整合性を図ってもらいたいとの意見が出されました。

次に、執行部に対する質疑応答の主なものとして、本条例が可決されれば、行政がこの条例を運用していくことになるが、本条例に対しどのように考えているのかということについては、大阪府と神戸市の条例を参考にしているが、地理的な条件や地域の実情は本市とは異なっている。また、「飯塚市自然環境保全条例」は、太陽光発電事業も含め、森林開発事業など１千平方メートル以上の事業に関しては、市民や周辺住民が知らないうちに事業が行われることはない。そういった面で言えば、合併以降、これで対応ができているという答弁であります。

次に、条例を制定している神戸市において、制定後に太陽光発電事業が行われた際、環境や防災上の懸念に対する説明不足を指摘する声が地元から上がったということだが、他の自治体でもそのようなことが起きているのかということについては、具体的な自治体は把握していないが、新聞報道等で確認しているという答弁であります。

この答弁を受け、国も法整備を進めている状況であり、今の段階で条例の制定が有効に稼働するのか、どう動くことが市民の不安解消につながるのか、スピード感をもって研究し、議論をすべきであるとの意見が出されました。

次に、盛土規制法は、太陽光発電や風力発電の設置を目的とした盛土も規制対象となるとのことだが、憲法によって財産権が保障されていることから、私有地を安易に禁止区域と設定することは難しいのではないかということについては、国の盛土等防災対策検討会において、財産権の保護の関係上、盛土行為を禁止する区域を設けることは困難であるという回答がなされているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、引き続き慎重に審査していく必要があるということで、継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（秀村長利）

　協働環境委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　私は、ただいまの協働環境委員長報告２件のうち、「議案第７４号」に反対の立場から討論を行います。

「議案第７４号」は、移転新築の幸袋交流センターの位置と使用料を決めるための「飯塚市交流センター条例の一部改正」であります。新規にスタートする幸袋交流センターは、遠賀川本川堤防の直下の旧目尾小学校跡地です。幸袋の地域活動の拠点としての役割発揮が期待される一方、指定避難所や指定緊急避難場所としても位置づけられることになります。ところが、この場所は今年度、飯塚市が水防計画書において溢水の危険がある被害想定箇所、重要度Ｂとし、国土交通省が注視を担当することになっています。指定避難所は、災害により自宅へ戻れなくなった人たちが一時的に滞在する施設です。被災した人が、次の住まいを確保するまでの間、生活する場所です。また、指定緊急避難場所は、風水害の危険から命を守るために、多くの住民が緊急的に集まり、避難する場所です。ここで、私が懸念するのは、気候危機によって、過去に経験したことがない重大な災害が予測されるときに、遠賀川堤防に隣接する幸袋交流センターに、高齢者をはじめ、住民が避難してくるように片峯市長が指示を出すことができるのか。万が一のときには取り返しがつかないということであります。市民との協議の上とのことですが、このような時代に、このような場所に避難所、避難場所を設置することは、私はどうしても認めがたいのであります。以上で討論を終わります。

○議長（秀村長利）

　ほかに討論はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　討論を終結いたします。採決いたします。「議案第７４号　飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

　（　起　立　）

　賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議員提出議案第２号　飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する条例」の委員長報告は、継続審査であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

　ご異議なしと認めます。よって、本案は、継続審査とすることに決定いたしました。

「経済建設委員長の報告」を求めます。１７番　福永隆一議員。

○１７番（福永隆一）

　経済建設委員会に付託を受けました議案５件及び認定議案４件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第７５号　飯塚市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例」、「議案第７６号　契約の締結（下三緒排水ポンプ場新設（電気設備）工事）」、「議案第７９号　市道路線の廃止」及び「議案第８０号　市道路線の認定」、以上４件については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第８１号　専決処分の承認（令和４年度 飯塚市一般会計補正予算（第４号））」については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、承認すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第１２号　令和３年度 飯塚市水道事業会計決算の認定」、「認定第１３号　令和３年度 飯塚市工業用水道事業会計決算の認定」、「認定第１４号　令和３年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定」及び「認定第１５号　令和３年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」、以上４件については、一括議題とし、執行部から補足資料に基づきそれぞれ補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、水道事業の有収率が低下しているのはどのようなことが原因なのかということについて、令和３年度の有収率は８７．２％で、前年度に比べて０．３ポイント減少しており、漏水量の増加などが原因として考えられる。有収率の向上のため、漏水調査や老朽管の更新を行うなど、漏水量の削減に努めていくという答弁であります。

また、審査の過程において、水道事業会計は１年ごとの損益だけで経営状況を見るのではなく、将来的な設備更新を見据え、減価償却費分を内部留保資金等にするといった計画的な運用を行った上で、適正な水道料金に反映してもらいたいという意見が出されました。

以上のような審査の後、本案４件については、いずれも認定すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（秀村長利）

　経済建設委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　私は、経済建設委員長報告９件のうち、「認定第１２号」及び「認定第１５号」に反対の立場から討論を行います。

まず、「２０２１年度 水道事業会計決算の認定」についてであります。全ての浄水施設の管理運転を長期にわたって民間事業者に代わる代わる委託し続けているために、本市の事業遂行能力が技術面で低下し、このままでは失われてしまう危険性が進行しています。水道民営化という危険な方向性も、既に条例改正が行われていることは重大です。委託業者選定の在り方にも疑問が続きますが、そもそも浄水施設の管理運転という極めて公共性の高い業務を、利潤の追求を第一とする民間業者に一括委託することそのものが不適当と言わざるを得ません。様々な災害に備えることも求められており、市が全面的に公的な責任を果たす体制を確立することこそ求められます。

水道料金３５％の引上げの決定は、当時、１０億円のため込み金を、まず５年後に１５億７千万円へ、さらに料金見直しを行いながら、５０億円から１００億円のため込み金を目指すためと、市は説明しています。さらなる引上げにつながりかねない５年ごとの料金見直しも一方的に決めています。水道管や浄水施設の更新、耐震化に必要とのことであります。しかし、これは妥当な数字なのでしょうか。水道料金を負担する市民には、昨年６月の引上げ議案を提出するまで、何の説明もありませんでした。市長が引上げを諮問した上下水道経営審議会に対して、企業局は答申を出すまで全面非公開とするように求めたのです。私が、情報開示請求で答申書の提出を求めても、市民に誤解や混乱を生ずると、大事な部分をべた塗りで隠し続けました。私の審査請求に対して、市情報公開審査会が全て公開すべきであるとする答申を片峯市長に提出しました。企業局長の反省の弁は情報開示資料のべた塗りに関してであり、市民に隠れて水道料引上げを進めた事実についての反省は、いまだに聞かれません。市長は、物価高騰による市民生活の苦境を考慮し、この際、水道料金は元の水準に引き下げるべきであります。

次は、「市立病院事業会計決算の認定」です。２００３年、平成１５年、筑豊労災病院を廃止する国の攻撃に対して、地域が団結して存続を実現した市立病院は、地域医療振興協会を３０年契約で指定管理者としています。この間に、市立病院は、急患の受入れのほか新型コロナ対策など、地域医療においてなくてはならない役割を果たしてきました。２０２２年４月からは救急科が発足しました。この間、施設面では大規模な財政出動もありました。市立病院と言いながら、医療の現場には指定管理者制度の壁があり、設立者である本市が適切な情報が得られない事態もあります。職場ではこの間、クラスター発生を含めて、新型コロナ対応などで課題が山積しています。こうした中、厚生労働省の公立公的病院の再編統合計画は、幾つかの医療機関は対象から外しましたが、飯塚市立病院は飯塚嘉穂済生会病院とともに名前が挙げられたままであります。直面する新型コロナ危機には、感染症対応病床を確保し、医療関係者が一体になり、ほかの医療機関とも連携して、特別な役割を果たし続けています。感染症対策をはじめ、地域医療を守り、充実させる上で、市立病院が果たす役割は決定的であり、国に対して、廃止は認められない、医療体制の充実への支援こそが必要だと、強く要求していくべきときです。こうした中で、市立病院事業会計の赤字を放置することは全く不適当であります。また、市条例に定める病院管理運営協議会には、医療現場の労働者、患者、地域住民、医療に関する知識を持った弁護士など、必要な分野の代表の参加が排除されたままであります。市民参加の透明な運営こそが市立病院の充実に必要です。以上で私の討論を終わります。

○議長（秀村長利）

　ほかに討論はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　討論を終結いたします。採決いたします。「議案第７５号　飯塚市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例」、「議案第７６号　契約の締結（下三緒排水ポンプ場新設電気設備工事）」、「議案第７９号　市道路線の廃止」及び「議案第８０号　市道路線の認定」、以上４件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

　ご異議なしと認めます。よって、本案４件は、いずれも原案可決されました。

「議案第８１号　専決処分の承認（令和４年度 飯塚市一般会計補正予算（第４号））」の委員長報告は承認であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

　ご異議なしと認めます。よって、本案は、承認されました。

「認定第１２号　令和３年度 飯塚市水道事業会計決算の認定」の委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

　（　起　立　）

　賛成多数。よって、本案は、認定されました。

「認定第１３号　令和３年度 飯塚市工業用水道事業会計決算の認定」及び「認定第１４号　令和３年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定」、以上２件の委員長報告は、いずれも認定であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

　ご異議なしと認めます。よって、本案２件は、いずれも認定されました。

「認定第１５号　令和３年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

　（　起　立　）

　賛成多数。よって、本案は、認定されました。

令和３年度決算特別委員会に付託していました「認定第１号」から「認定第１１号」までの１１件を一括議題といたします。「令和３年度決算特別委員長の報告」を求めます。２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　本特別委員会に付託を受けました認定議案１１件について、審査した結果を報告いたします。

　それぞれの認定議案については、執行部から決算書等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

「認定第１号　令和３年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」についての質疑応答の主なものとして、総務管理費、一般管理費、公共施設改革推進事業について、延べ床面積の削減目標が４万５千平米となっているが、進捗状況はどのようになっているのかということについては、令和３年度までの累計は１万９５６５平米で、目標値の約４３％を達成しているという答弁であります。

次に、次年度以降の取組についてはどのように考えているのかということについては、基本方針や実施計画に沿った取組を原則としながらも、ニーズの変化等を察知しながら、長期的な視点を持って、公共施設等の最適な配置等の実現に努めていきたいという答弁であります。

次に、総務管理費、諸費、空家等対策事業について、平成２８年度の実態調査結果等を踏まえ、どのようにデータベース化を行っているのかということについては、所在地、建物種類、階数、構造等及び受付番号の空家等基本情報を道路台帳管理システムで確認できるようにしている。受付番号を確認することで、老朽度、周辺への影響、維持管理の状態等の現地調査情報、所有者等特定情報、助言や指導等の履歴など適切な管理の促進に関する情報、その他必要な事項に関して確認でき、これまでの履歴等を即時に確認できるようにしているという答弁であります。

次に、実態調査から５年以上経過しているが、データ更新はどのようになっているのかということについては、市民等からの新たな情報や、所有者等への対応履歴等については、随時データベースの更新を行っている。本年度は更新したデータを基に市職員の現地調査を実施し、８月末時点で５７５件の現地調査が完了しており、その内、２３１件の空き家を解消した。今後も空き家の適正管理に努めていくという答弁であります。

次に、選挙費、衆議院議員選挙費、衆議院議員選挙運営事業費について、選挙に当たっては多額の経費を要しているようだが、例えば投票所を削減するなど、経費削減についてどのようなことを考えているのかということについては、有権者への投票機会の確保の観点から投票所を減らすことは難しいと考えているが、経費削減や投票立会人等の負担軽減のため、選挙体制の見直しは必要と考えており、期日前投票所や当日投票所の在り方について、先進自治体を参考に調査研究を行っていくという答弁であります。

次に、投票率向上に向けた取組はどのようなことを考えているのかということについては、選挙時啓発として投票所入場整理券に、選挙日程や投票所、候補者の経歴や公約などの情報を得ることができるページにアクセスできるＱＲコードの表示についての検討を進めているという答弁であります。

次に、社会福祉費、高齢者福祉費、高齢者福祉事業費について、認知症高齢者等個人賠償責任保険事業は認知症高齢者等徘徊ＳＯＳネットワーク事業と対になって運営しているものと考えるが、これまでの成果と今後の課題についてはどのように考えているのかということについては、本事業の実施によって、認知症になっても住み慣れた地域で住み続ける認知症の方及びその家族の安心につながっており、相乗効果で認知症高齢者等徘徊ＳＯＳネットワーク事業の登録者増にもつながっていることが成果であり、在宅で生活を続ける認知症高齢者が増加しているため、本事業の新規加入者を増やすための周知方法が今後の課題であると考えているという答弁であります。

次に、児童福祉費、母子父子福祉費、養育費保証促進補助金について、離婚届の件数と比較して養育費保証促進事業の相談件数が少な過ぎるのではないかということについては、本事業は養育費の取決めを行っていることが前提の事業であることから相談件数が少ないものと考えている。今年度からは養育費に関する公正証書を作成する際に発生する費用負担の補助制度を創設し、支援を拡充しており、今後さらに周知していきたいという答弁であります。

次に、保健衛生費、健康づくり推進費、ヘルスケアプロジェクト委託料について、健幸ポイント事業参加者数は前年度からかなり増えているが、参加者の歩数はどのように変化しているのかということについては、新規参加者のうち、運動不十分層の歩数変化を見ると、３か月目以降は１人当たり平均１２７０歩増加しており、事業効果としては１人当たり年間２万８２７６円の医療費削減効果が推定されるという答弁であります。

この答弁を受け、歩くことだけではなく、ジムでの筋力トレーニングやプールでの水泳などもポイントの対象にしていくような視点を持ち、さらに多くの人が運動に取り組める手法を考えてほしいという意見が出されました。

次に、保健衛生費、環境衛生費、その他の環境衛生費について、不法投棄されやすい場所にはどのような対策をしているのかということについては、不法投棄の禁止や罰則規定が表記された看板の設置などをしている。悪質な場合は警察や保健所等関係機関と協力・連携し、不法投棄の誘発防止に努めているという答弁であります。

次に、農業費、農業振興費、その他の農業振興費について、わな監視システムの活用が伸びていない理由は何かということについては、利用者において電子機器に対する苦手意識があること、機器設置の煩わしさ、またメールの契約をしていないことが理由であり、未利用の捕獲員に対し、機器の使用方法の説明や設置の補助等を行って、利用促進を図っていくという答弁であります。

次に、土木管理費、土木総務費、住宅取得移住奨励補助金について、福岡都市圏からの移住者が多い理由をどのように分析しているのかということについては、福岡都市圏への通勤・通学を考える上で、ＪＲ博多駅まで最短４２分で到着することや、八木山バイパスの４車線化事業の進捗により福岡都市圏への交通アクセスが向上するため、程よい都市としての魅力が向上している本市を選んでいただいているという答弁であります。

次に、教育総務費、事務局費、給食事業費について、国の臨時交付金を使ってでも、学校給食費の無償化をしなかった理由は何かということについては、学校給食費を無償化しても、市内の３割の方は既に給食費免除となっており、本当に生活が厳しい世帯の支援にならないことから、相対的に比較を行い、今年度に全ての子どもに一律３万円の地域振興券を配布する支援を行うこととしたという答弁であります。

次に、教育総務費、事務局費、奨学資金貸付基金事業費について、奨学資金貸付基金繰出金はどのようなものかということについては、居住等条件付き返還免除型制度により、奨学生が卒業後に市内に住み続ければ単年度ごとに返還免除となり、拠出した基金の原資を確保するため、返還免除となった額を繰出金として基金へ繰入するもので、令和３年度については４名が返還免除となっているという答弁であります。

次に、小学校費及び中学校費、教育振興費、学力向上推進事業費について、デジタル教材を使った学習では、どのような効果があったのかということについては、デジタルドリルには、基礎・基本の力の定着を図る問題や応用力を高める発展問題等、幅広い難易度の問題があるため、子どもたちは自分の学力に応じた問題に取り組むことができ、また、自動採点機能を使うことで、復習や自主学習に活用することができる。教師も、学習履歴による子どもたちの学習状況の把握や、これまで採点に要していた時間の削減ができ、働き方改革にも大きな効果が出ているという答弁であります。

次に、財産運用収入、基金運用収入、運用状況について、本市では基金の運用は国債のみとなっているが、債券の中にはより有利な運用効果が得られるものもあることから、運用益の確保という観点から、そのような運用が検討できないのかということについては、運用益は預金よりも債券のほうが大きいことは明らかであることから、今後は、金利情勢の把握を行って、安全性が確保され、流動性リスクが低いことを前提に、収益性が高い債券による運用方法について検討を行った上で、債券の種類、運用期間、満期保有などを定めた債券運用の指針の改定も含め、運用益の確保を図っていくという答弁であります。

次に、総括、新型コロナウイルス感染症対策に関する事業及び財源に関する総括について、令和３年度の事業をどのように評価しているのかということについては、ワクチン接種事業や自宅待機買物困難世帯支援事業など、感染症拡大防止対策、市民生活・市民活動の維持、地域経済の安定につながる事業継続支援・雇用維持・公共工事の前倒しを中心とした予算編成を行った。また、コロナ禍、その後のスタンダードになると思われる新しい生活様式への対応などについても予算編成を行っている。国の生活に困窮されている方に対する給付事業や、市独自で実施する市民生活・市民活動の維持、地域経済対策について、その時々の状況に応じた必要な予算を編成し、時機を大幅に外すことなく執行できたものと考えているという答弁であります。

このほか、審査の過程において、協働のまちづくり応援補助金の拡充について、生活保護世帯の冷房器具設置について、保育士の処遇改善について、不育症治療の助成について、中小企業事業者への支援充実について、老朽化した消防団詰所の改善について、スクールバスの安全運行について、蓄電機能を備えた施設整備について、公衆無線ＬＡＮの積極的な整備について、審議会等の女性比率の向上について、休暇等経伺票の改善についてなど、多岐にわたって指摘なり要望がなされました。

以上のような審査の後、委員の中から、市民の暮らし応援、無駄遣いのチェック、清潔で透明な市政運営の３つの視点において指摘すべきところがあり、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第２号　令和３年度 飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」については、審査の後、委員の中から、高すぎる国民健康保険税の納入が滞れば、満期保険証を取り上げるやり方は、市民の受診抑制につながることから、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第３号　令和３年度 飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」については、審査の後、委員の中から、高すぎる介護保険料に市民は苦しんでおり、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第４号　令和３年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」については、審査の後、委員の中から、７５歳以上の高齢者を差別的に囲い込む制度設計を認めることができないため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第５号　令和３年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、審査の後、委員の中から、公営競技に民間への一括委託はなじまず、また、メインスタンドの整備事業に関する支出があるため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第６号　令和３年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、審査した結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第７号　令和３年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、審査の後、委員の中から、新卸売市場の新築移転事業について不明な点があるため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第８号　令和３年度 飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、審査した結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第９号　令和３年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、審査の後、委員の中から、鯰田工業団地の造成工事をめぐる不透明な事態が、いまだ究明されていないため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第１０号　令和３年度 飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、審査した結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第１１号　令和３年度 飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定」、については、審査の後、委員の中から、コロナ禍において、子どもを励ますための支援に工夫がなく、また、国の臨時交付金を活用した給食費の無償化も実施していないため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（秀村長利）

　令和３年度決算特別委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　私は、ただいまの決算特別委員長報告１１件のうち、「認定第６号」、「認定第８号」、「認定第１０号」の３件は認めるものですが、「認定第１号」から「認定第５号」、「認定第７号」、「認定第９号」及び「認定第１１号」の８件には反対し、討論を行います。

まず、「令和３年度 一般会計歳入歳出決算の認定」についてであります。決算は、時間をかけて注意深く見ていくと、市政が市民の方向を向いているのか、それともどこか違うところを向いているのか、よく分かります。これからの安心と福祉のまちづくりへ、住民が何をしたら良いのか見えてくるわけです。と同時に、市議会がそのチェック能力を発揮できているかについても大きく問われるわけです。

さて、２０２１年度は新型コロナパンデミック２年目、無投票当選の片峯市長２期目の、最初の予算とそれに続く補正がありました。日本共産党は、当初予算を審査する３月議会で、その前の１年間の新型コロナ対策をめぐる論戦を踏まえて、ごみ袋代の引下げ、学校給食費の半額助成、保育料の無料化など、市民の命と暮らしを応援する提案をいたしました。今年度は学校給食費の無償化を提案しています。

今回、決算を審査する視点は３つです。第１は、市民の暮らしの応援の視点です。国の臨時交付金をそのメニューに従ってどう活用するかに追われ、高齢者と子どもをはじめ、市民の命と健康、暮らしを守るきめ細やかで柔軟な対策のための市独自の財政出動は、いざというときのための基金のため込み金が過去最高水準にありながら、極めて弱いものであります。誰一人取り残すことがないように、しっかりした支援制度をつくるとともに、作成した様々な支援制度の利活用の案内も丁寧にサポートする必要があります。この場合、新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金の制度など、市独自でない支援策の紹介も進める必要があります。

第２は、無駄遣いをチェックする視点です。５７億円の市民体育館、３６億円のオートレースメインスタンドをはじめ、老朽化が進んだ、借金できる期限が迫っているなどと、市民へのまともな説明もなく、議会多数派に頼って押し切る傾向が大きく進んでいます。

第３は、清潔、透明、公正な市政運営の視点です。市民体育館建設をはじめ、大型事業関連をめぐる政治家、行政、業者の癒着の疑惑が心配されます。また、累積補助金５億８００万円の部落解放同盟ほか、累計委託料６億６３００万円の委託業者、人権ネットいいづか、２０２１年度だけでも人件費の推定で２３００万円、単純に本市発足以来の１６年を掛けると、３億６８００万円という数字が出てくる人権教育啓発関係の地域活動指導員、市役所のＯＢを含めた人事の動きなど、その不透明な関係による市政への影響も深刻です。さらに、こうした状況の下で、副市長２人制の導入、適応指導教室とオアシスの統合方針をはじめ、片峯　誠市長の人的な結びつきによる市政運営の広がりについても、重大な懸念があります。市民の暮らしの応援、無駄遣いのチェック、清潔、透明、公正な市政づくり、一部勢力によるゆがみの是正は、安心と福祉のまちづくりに不可欠の視点であり、日本共産党は力をつけて、住民の皆さんと協同して頑張る決意です。なお、市職員の年次有給休暇の取得については、経伺票にある理由を書く欄は削除しなければなりません。

次に、特別会計です。国民健康保険特別会計については、国が、全国知事会が求める均等割の廃止及び地方に対する本格的な財源措置を取らない中で、本市、飯塚市も子ども医療費助成を理由にした国のペナルティー交付金減額を補塡するほかは、法定外繰入れを拒否し続けています。また、高過ぎる国民健康保険税を市民に押しつけ、新型コロナ危機の時代だというのに、片峯市長があえて医療を受ける機会の抑制につながる資格証明書や短期保険証を滞納を理由に発行し、１年間通用する正規保険証を交付しなかったことは重大です。個人の健康を守るとともに新型コロナ感染症拡大防止の観点から、速やかに正規保険証を原則交付するべきであります。

介護保険特別会計については、高過ぎる介護保険料で高齢者を苦しめ続けていることは重大です。介護適正化の掛け声の下で、介護認定が軽いほうに認定され、自己負担の重さと重なって、必要な人が必要なサービスを受けられなくすることは認められません。

後期高齢者医療特別会計については、高齢者に高過ぎる保険料を押しつけて、滞納になると、高齢者から正規保険証を取上げて短期保険証を押しつけるというやり方が改められていません。そもそもこの医療制度は、７５歳以上の高齢者を差別的にくくり込む制度であり、制度そのものを認めることができないのであります。

小型自動車競走事業特別会計は、そもそも事業の運営を一括して民間委託する手法は公営ギャンブルにはなじみません。３６億円もの巨額のメインスタンド新築建て替えが無謀というほかなく、速やかに見直す必要があります。

地方卸売市場事業特別会計は、新築移転事業について、位置と事業費に不明な点があり、同意できないのであります。

工業用地造成事業特別会計については、三菱マテリアル炭鉱跡地の鯰田工業団地造成は、不透明な経過をたどり、市民に多大な負担を押しつけて、強引に進められました。将来生じかねない地盤の不具合による損害賠償を、鉱業法の定める最終鉱業権者である三菱マテリアルに求めないとした土地売買契約を結んでおり、市民に大きな不利益がかかりかねません。

学校給食特別会計についてです。新型コロナ感染から子どもを守る十分な対策が必要です。栄養とともに、心のケアにつながる工夫が十分に行われない背景に、市がきちんとした財政出動をしていないことがあります。学校給食無償化は、学校給食法は何の妨げにもならず、市長が決断すれば実現できるのに、実施していません。給食費の請求を子どもに持たせるやり方は、速やかにやめるべきです。子どもの貧困が深刻な中で、食生活に占める学校給食の位置を考慮して、国に無償制度を求めるとともに、当面、市の措置として実施するべきであります。子どもの心と身体、基礎学力の向上にとっても重要です。また、調理業務の民間委託によって、子どものために特に充実したということもありません。以上で私の討論を終わります。

○議長（秀村長利）

　ほかに討論はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　討論を終結いたします。採決いたします。「認定第１号　令和３年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

　（　起　立　）

　賛成多数。よって、本案は、認定されました。

「認定第２号　令和３年度 飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

　（　起　立　）

　賛成多数。よって、本案は、認定されました。

「認定第３号　令和３年度 飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

　（　起　立　）

　賛成多数。よって、本案は、認定されました。

「認定第４号　令和３年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

　（　起　立　）

　賛成多数。よって、本案は、認定されました。

「認定第５号　令和３年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

　（　起　立　）

　賛成多数。よって、本案は、認定されました。

「認定第６号　令和３年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

　ご異議なしと認めます。よって、本案は、認定されました。

「認定第７号　令和３年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

　（　起　立　）

　賛成多数。よって、本案は、認定されました。

「認定第８号　令和３年度 飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

　ご異議なしと認めます。よって、本案は、認定されました。

「認定第９号　令和３年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

　（　起　立　）

　賛成多数。よって、本案は、認定されました。

「認定第１０号　令和３年度 飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

　ご異議なしと認めます。よって、本案は、認定されました。

「認定第１１号　令和３年度 飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

　（　起　立　）

　賛成多数。よって、本案は、認定されました。

暫時休憩いたします。

午前１１時１９分　休憩

午前１１時３０分　再開

○議長（秀村長利）

　本会議を再開いたします。議会運営委員会に付託していました「請願第９号」を議題といたします。「議会運営委員長の報告」を求めます。２１番　城丸秀髙議員。

○２１番（城丸秀髙）

　議会運営委員会に付託を受けました「請願第９号　新体育館の移動式観覧席に関する百条委員会設置を求める請願」について、審査した結果を報告いたします。

本件については、紹介議員から趣旨説明を受け、審査いたしました。

紹介議員に対する質疑応答の主なものとして、請願者はどのようなことを問題視しているのかということについては、議会は、市税が適切に使われているかを審議するチェック機関であり、　主権者である市民から負託された大事な役割が果たされていないと指摘があったという答弁であります。

次に、請願者からの相談を受け、請願ではなく、議員提出議案として提出することは考えなかったのかということについては、請願者の気持ちを優先し紹介議員となった。議員提出議案については考えなかったという答弁であります。

次に、調査の対象は、紹介議員が所属する協働環境委員会で審査された議案であるが、委員会では納得した上で採決したのではないのかということについては、質問することが精一杯で、執行部から十分な回答も得られず、自分の中では、十分な議論がなされないまま採決に至ってしまったという気持ちがあるという答弁であります。

次に、協働環境委員会における議案審査では、答弁を差し控えたり、見積書の資料は提出できないという答弁があったが、百条委員会であれば、資料の提出並びに質疑については応じなければならないのかということについては、地方自治法第１００条第３項の規定により、正当な理由がないのに、記録の提出や証言を拒んだときは、罰則の対象となる強い調査権を有しているという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、今回の入札における不透明さを明らかにするためには、百条調査権を付与し、調査を行うべきであることから賛成であるという意見や、十分に議論が尽くされた上での採決結果であることから反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本件については、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（秀村長利）

　議会運営委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　私は、「請願第９号　新体育館の移動式観覧席に関する百条委員会設置を求める請願」に対して、賛成の立場で討論いたします。

私は、この請願の紹介議員になりました。まず、その請願を読みます。

新体育館の移動式観覧席に関する百条委員会設置を求める請願。

要旨、新体育館の移動式観覧席についての不透明さを明らかにするため、百条委員会を設置してください。

理由、日頃から飯塚市民の暮らしのために力を尽くしてくださって、ありがとうございます。

私たちは、６月２７日に６月議会の最終日を傍聴したものです。

その際、市の行政の不透明さとされている部分を初めて聞かされ、もし、これが事実であるならこのままにしておいては、将来への禍根を残すことになると思い、この請願を出すことにしました。

言うまでもなく、「不透明とされていること」とは、新体育館の移動式観覧席に関することです。

議会傍聴と言っても、私たち傍聴者はただ黙って座って議場でのやり取りを聞くだけですし、何の配布資料もありません。

聞き取れなかった部分も少なからずあって、話された内容を理解したとは言い難いのです。

それでもこの件にからむ入札について、副議長・元飯塚市部長の職という要職にあった方、さらには市長までが関係していたのではないかと聞けば、このことを明らかにしてほしいと思うのは、当然のことではないでしょうか。（傍聴席で発言する者あり）

○議長（秀村長利）

　傍聴人に申し上げます。ご静粛に願います。

○５番（金子加代）

こういった一連のことが事実であるなら、私たちから集められた税金が不当に水増しして支出されているかもしれません。

６月議会の最終日当日は、少なからぬ議員さんから、この件についての発言がありましたが、不透明のまま、議論は終えられ、採択されたと感じています。

本来、議会の採決は、十分な議論が前提であるはずです。あの採決は、私たちには拙速な採決に見えてしまいました。この不透明さを透明にするために手立てを講じていただきたいです。

ぜひ、百条委員会を設置し、新体育館の移動式観覧席について、私たちにも十分理解できるような審議をしていただけますよう、強く要望いたします。

以上が請願です。

この新体育館の移動式観覧席については、前回の６月議会の「議案第６１号　財産の取得（移動式観覧席）」として、賛成１５名、反対１２名で可決されています。賛成討論は２名、反対討論は６名ありました。反対討論の中で、私も反対討論をした一人でありますが、反対する理由として、どうして移動式観覧席が工事ではなく、物品として取り扱われたのか。仕様書はどうして細かいものになっていたのか。見積りをとった業者は２者あるが、どこがそれを取っているのか。それらが明らかになっていない。また、指名業者が１３者中１０者辞退したのは、本当はどういう理由なのかなど、発注の経緯が不透明で、公平性に欠けることが指摘されておりました。

今回、私が請願の紹介議員になるに当たり、請願者と話す機会がありました。その中で、請願者が言われていたのは、この請願のことでほかの議員さんに話しに行くと、このくらいで百条委員会を設置するということであれば、しょっちゅう設置することになる。既に予算案に賛成したので、今さら反対はできませんという言葉を、議員から聞いて大変驚いたとのことでした。請願者は、また、議会は市税が適切に使われているかを審議するチェック機関であることを、議員はまるで忘れたかのようなセリフだった。しかも、その重要な役割は、主権者である市民から負託された大事な役割なのだ。このことを、議員さんは今一度、胸に刻んでいただきたいと切実に言われていました。私たち議会は、飯塚市をよりよくするために多くの権限と責任を担って、執行部に対して評価、監視をしなければなりません。（傍聴席で発言する者あり）

○議長（秀村長利）

　傍聴人はお静かに願います。

○５番（金子加代）

　それが本市に暮らす市民、そしてこれから暮らすであろう市民のための民主主義を守ることにつながります。

今回の移動式観覧席の指名入札で、１３者中１０者が辞退いたしました。納期が間に合わない、取扱いがないとの理由でした。この１０者の方はこの落札をどう思っているのでしょうか。公平だと思われているのでしょうか。おかしいと思っても、言えていないのではないでしょうか。大きな力や支配の中で、言えなく、また動けなくなっているのではないでしょうか。それを代弁するのも、私たち議員ではないかと私は考えます。

今回の移動式観覧席の発注の経緯について、執行部のやり方、議会や委員会での説明の仕方に不透明さを感じるのは、請願者だけではありません。多くの市民の方から、今回、同じような発言をたくさん聞き、残念ながら、執行部に対しての不信感が募っているのを感じております。行政の信頼感を取り戻し、今後、透明性と公平性を担保した入札制度にするために、しっかりと調査する百条委員会の設置が必要です。また、市民の負託に応えるためにも、議会がしっかりと本来の監視機能を発揮すべきときだと考えます。おかしいことはおかしいと言えない議会は、市民に不信感さえも与えてしまいます。ぜひご賛同をよろしくお願いいたします。（傍聴席で拍手する者あり）

○議長（秀村長利）

　ご静粛にお願いいたします。傍聴人に申し上げます。傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛にお願いいたします。なお、議長の命令に従わないときは地方自治法第１３０条第１項の規定により、退場を命じますから、念のために申し上げておきます。ご理解をお願いいたします。

ほかに討論はありませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　私は、ただいまの議会運営委員長報告にありました「請願第９号　新体育館の移動式観覧席に関する百条委員会設置を求める請願」に賛成の立場から討論を行います。

請願の内容は、新体育館の移動式観覧席についての不透明さを明らかにするために、市議会が百条調査委員会を設置して、市民が十分に理解できるようにすることであります。請願理由では、入札について、「副議長・元飯塚市部長の職という要職にあった方、さらには市長までが関係していたのではないかと聞けば、このことを明らかにしてほしいと思うのは、当然のことではないでしょうか。こういった一連のことが事実であるなら、私たちから集められた税金が不当に水増しして支出されているかもしれません。」と記述があります。

そう考える根拠については、「６月議会の最終日当日は、少なからぬ議員さんからこの件についての発言がありましたが、不透明のまま、議論は終えられ、採択されたと感じています。」とあります。

移動式観覧席５０４席の契約金額は７８４３万円です。観覧席１席当たり１５万５６００円です。耐用年限１５年以上と注文するだけで、実際は何年か分かりませんとの答弁が市からありました。誰の税金で仕事をしているつもりなのでしょうか。入札では、調達が可能と思われる１３者を指名しましたが、１０者がそれぞれの理由を挙げて入札を辞退しました。そのうち４者は、納期が間に合わないことが理由だったそうです。好んで辞退をしたのか、辞退せざるを得なかったのかは、この間の調査では分かりません。いずれにしても、３者の入札によって業者が決定しました。入札の状況は、確かにインターネットで見ることができます。しかし、この応札した３者の実態、３者の関係についてまでは見ることができません。入札は５月１４日で、応札は株式会社Ｓ・Ｙ、８千万円、グッドイナフ株式会社、７１３０万円、株式会社福岡ソフトウェアセンター、７２５０万円です。本会議の議案質疑において私が質問したわけですけれども、飯塚市小正２９８番地２３、プロスペリティＳＹの株式会社Ｓ・Ｙについて、市議会議員の関わる会社かと尋ねると、市役所はこの議場の中で代表者の名前を紹介して答弁し、関係性を否定できませんでした。飯塚市新立岩４番４号、グッドイナフ株式会社については、従業員がいるのかなどをはじめ、事業実態と実績を確認したかを尋ねました。実態がおぼろげであることを、私は指摘をしました。市役所の答弁によって、しっかりした把握はできていないこと、また、やる気のないことも浮き彫りになりました。この会社の代表取締役は市議会議員との間柄も問われるわけです。第３セクターの株式会社福岡ソフトウェアセンターは資本金約１０億円です。前２者は４００万円、５００万円程度ですから。この福岡ソフトウェアセンターは、今回発注者である片峯市長が副会長で、市幹部ＯＢが唯一の代表権を持つ代表取締役です。１３者のうち１０者が辞退する構図の下で、３者の間でどういう談合があったか、なかったか。移動式観覧席がどういうルートで、どこからどういう調達をされるのか、しっかりしたチェックが必要です。市長は本来、こうした問題の内部調査をきちんと行い、市民に納得がいくよう説明をする責任があります。

そもそも、体育館の移転新築については、体育館検討委員会で事務局を務めた市役所担当課が市役所の考えだと示したことから、あっという間に方向性が固まる経過の中で、莫大な財政出動を伴う移転新築の判断、入札やり直しの繰り返しと工事中止、工事費の７億円の増大、全て片峯市長が決断したことであります。移動式観覧席の購入方式と入札、様々な不透明な事態が次々に起きています。今後さらに、指定管理者の選定も不透明の延長線上で進められることになります。移動式観覧席の発注に関わる事態を考える上で、本体工事入札をめぐる不透明な入札まで遡って検討する必要があります。本体工事の３回目、入札告示の予定価格が、１回目から２億円アップして、３つの入札の予定価格は総額で３９億２９００万円に膨れ上がりました。三井住友、西松、淺沼が代わる代わる―――、

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員に申し上げます。会議規則第５１条第１項の規定により、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないとされておりますので、そのことを十分ご理解の上、討論をしていただきますようお願いいたします。

○８番（川上直喜）

　本体工事の３回目、入札告示の予定価格が１回目から２億円アップして、３つの入札の予定価格が総額で３９億２９００万円に膨れ上がりました。三井住友、西松、浅沼が代わる代わるサカヒラと―――、

○議長（秀村長利）

　暫時休憩いたします。

午前１１時５２分　休憩

午前１１時５２分　再開

○議長（秀村長利）

　本会議を再開いたします。

○８番（川上直喜）

　鉄建と安藤・間が交代して、九特興業と東洋・赤尾組と、それぞれにコンビを組んで登場しました。サカヒラと大手ゼネコンのコンビの連続３回の入札直前の辞退はただごとではありません。この行為は、安藤・間、九特興業の―――、

○議長（秀村長利）

　暫時休憩いたします。

午前１１時５２分　休憩

午前１１時５３分　再開

○議長（秀村長利）

　本会議を再開いたします。

○８番（川上直喜）

　九特興業の落札につながっていくわけです。このサカヒラとともに、１回目の三井住友、２回目の西松、３回目の淺沼について、行うべき本市の調査は行われていないばかりか、事情聴取の記録についても、相手方の名前も記載していないなどずさんにもほどがあります。サカヒラだけではなく、ゼネコン３者については、本社に対して事情を聞くことを含めて、９者について談合がなかったか、また、これほどの事態が生じても―――、

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員に申し上げます。百条委員会設置の件について討論をお願いいたします。

○８番（川上直喜）

　ちょっと急ごうかな、急ぎましょう。

市内部において、官製談合の影がなかったかを調査していないことは極めて重大です。サカヒラを含むグループは、３回目の入札当日、金額を書くべきところ、入札の札になんと辞退と書いていたわけです。飯塚市は２者が応札し、入札が成立したからといってサカヒラに事情を聞くこともしませんでした。この談合、あるいは官製談合の疑いは、経過全体から浮き彫りになるものだけではなく、１、本体工事予定価格を２億円も膨らませた証拠となる資料を、何の証拠にもならないのに―――、

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員に申し上げます。先ほどから申し上げておりますが、議案に対する討論が議題外にわたってきておりますので、会議規則第５１条第２項の規定により注意いたします。

○８番（川上直喜）

　じゃあ、少しまとめていきましょうね。何の根拠にもならないのに、情報公開条例を盾に契約議案を審査する議会に隠し続けている事実、２、２億円も膨らませた内訳を、２０２０年５月２６日の協働環境委員会における私の質問に即答できず、繰り返し長時間の休憩を要求して、その場で計算を始めて、ようやくその場ではじき出した数字を答弁した事実。１回目、３回目の入札金額の違いの数字については、代表的な工種、コンクリート関係で１９５０万円、鉄骨関係で１億７７４０万円、内外装関係のもので２２５５万円、外構の関係で８００万円ほど増額になって、その合計が１億５７４５万円、それ以外の残額の３６４５万６千円はその他の金属工事、仮設工事、それ以外のものの資材関係の増減、この２億円アップの証拠あるいは根拠となる資料が、市内部には存在していないのではないかという疑念さえ―――、

○議長（秀村長利）

　暫時休憩いたします。

午前１１時５６分　休憩

午前１１時５６分　再開

○議長（秀村長利）

　本会議を再開いたします。

○８番（川上直喜）

　こうした事態は、市民と飯塚市の未来のために曖昧にできません。選挙人、その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる、これを拒否し、あるいは虚偽の証言をすれば告発する権限を持つ百条調査によって、市議会は自浄能力を回復するとともに、本来の市政監視、チェック力を発揮しなければなりません。以上のことから、百条調査において出頭及び証言並びに記録の提出を求める選挙人、その他の関係人は、業者については、今回の入札に関係するグッドイナフ株式会社、株式会社Ｓ・Ｙ、株式会社福岡ソフトウェアセンターほか、入札を辞退した１０業者及び移動式観覧席調達に関係するメーカー、今回発注の背景となる新体育館本体工事入札に関係する大手ゼネコン６者及び地元のサカヒラ、九特興業、赤尾組のそれぞれの関係者。発注者サイドについては、片峯市長、久世賢治副市長、藤江美奈副市長ほか、関係当時を含む総務部長、契約課長、市民協働部長、スポーツ振興課長、都市建設部長、建築課長、行政経営部長。政治家については、これらと関係が深い市議会議員を含めることになろうかと考えます。以上で私の討論を終わります。

○議長（秀村長利）

　ほかに討論はありませんか。２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　公明党市議団を代表して、今回の「請願第９号　新体育館の移動式観覧席に関する百条委員会設置を求める請願」について、反対の立場から討論をいたします。

請願の要旨は、不透明さを明らかにするために百条委員会の設置を求められております。また、十分な議論がなされていないのではないかとの疑問もあられるようであります。市民の皆様にそのような疑念を抱かせてしまったことに対しては、真摯に受け止め、今後は市民の方々が理解できるように議会審議をすべきだと考えております。

今回の議案は、所管の委員会で資料要求もあり、十分な審議がなされたと考えます。もし審議が不十分であれば、所管事務調査もしくは継続審査とすることも考えられたのではないかと思います。そのような観点から、この請願に対しては反対といたします。（傍聴席で発言する者あり）

○議長（秀村長利）

　お静かに願います。

ほかに討論はありませんか。１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　「請願第９号」に賛成の立場で討論いたします。

今、賛成討論の中で、金子議員、川上議員が詳しく述べられましたので、簡単なところだけちょっと説明させていただきます。請願に賛成する基本的な考えは、主権者である市民が納得いかないと、不透明であるということですから、我々は議員としてチェック機能を十分果たす責務がありますよね。ですから議員として、その仕事を全うしようということです。これを拒否するということは、自分たちの職務放棄になります。議員である以上は、そこのところを、２８人、議会にいますので、しっかり考えていただきたいと思っております。

この移動式観覧席につきましては、委員会や本会議で幾つか新たな事実関係が出てきました。完全とは言いませんけれども、今までおっしゃらなかった移動式観覧席の納入メーカーのメーカー名が分かりました。なおかつ、新体育館の固定式も含めて約３千席、観覧席が出来上がります。そのうちの約８０％以上の２５００席は、本体の体育館のほうに設置されます。残りの５０４席が今問題の移動式観覧席です。併せて約３千席、かなりの金額になりますが、この約３千席の今申し上げたメーカーは、新体育館の設計段階から、基本、参考にそのメーカーを使いたいというように決まっていたということです。そのとおり２５００席は今、体育館のほうに設置されていっていますよね。残り５０４席の移動式観覧席、これは先ほども申し上げましたとおり、設計段階で既にもう決まっていた以上は、そのメーカーの仕様書を基に移動式観覧席の入札が行われたということになります。それは執行部が、その仕様書はどこのメーカーでもいいんですよと言いつつも、体育館のほうに取り付ける品物と同じ物にしてくださいと。ちょっとそういう言い方は、市からできなかったんでしょうけれども、基本、理解すると私は言いました。同じやつをつけないと、片方は黒、片方は赤と、色で表現すれば。やはり同種の移動式観覧席を統一的につけるのが、これは正しいかと思います。ならば、最初からこのメーカーで、１３者指名した以上は、しっかりと入札を行ってくださいということでしょう。それを仕様書はこうだとか、メーカーはどこでもいいとか、何といいますか、曖昧な表現をするから疑念が生まれるんですよ。移動式観覧席においては、１３者指名いたしました、市内業者を。御存じのとおり１０者が辞退しましたということです。残った３者が応札しました。この３者が、先ほど川上議員から紹介があったように、市長以下議員等が関連しているところではないのかという疑念もあるということです。ですから、市民の皆様はそこら辺をしっかりとチェックしてと。私も市民だったらそう思いますよ。もちろん市民なんですけれどね。

問題は、辞退した１０者です。納期が間に合わないかもしれないとか、取扱いがないというような辞退理由にしておりますが、少なからず私はこの１０者のうちの３者の社長さんと営業部長さんに話を聞いてきました。本当にその理由で辞退したのかと。ここが問題です。言えない理由があるんでしょう。先ほど言いましたメーカー名はちょっと伏せておきますが、約３千席を納入予定のメーカーに、移動式観覧席５０４席の見積りを依頼しましたと、最後まで見積りが出てこなかったと、見積りさえくれなかったと。もう１者は、見積りを要求した。なかなか出てこないので、入札に間に合わないので再三請求をいたしましたと、そうすると定価見積りが来たと。業界では定価見積りが来た以上は、お宅にはもう納品する気がないということにつながると。今回は諦めましたと。ひどいところは、もう１者は見積りを依頼したと、そうすると、もうここの飯塚の物件は１年以上も前からもう納入業者が決まっているので、お宅は無理ですよと、はっきり断られたということです。ただ、これが事実かどうか分かりません。私はそう聞いた。ですから、そういうのも含めて、今言われる百条調査権を持って、本当に正しい入札だったのか、おかしいのか、調査ぐらいしようということです。調査した結果、おかしくなければ市民に問題ありませんでしたと伝えるだけではないですか。それを切望される請願に、調査もしないよというのは、いかがなものかですよ、本当に。

今、田川市も嘉麻市も百条委員会を設置して頑張っていますよ。飯塚市議会も、やはり頑張るところは頑張らなくちゃいけない。調査をしようということです。何も罪人を裁くわけではないんです。今後の入札制度をしっかりと見直して、生かしていかなければいけないということです。本体工事に入っておけば、無駄な、予算ベースですけれど８２５０万円の予算の移動式観覧席は要らなかったかもしれない。ですから、しっかりとその点を調査したいと、私は一議員としては考えております。

余談になりますが、今年、定数削減されていた２４人を２８人に戻させていただきました。来春は選挙です。それは立憲民主党の先輩議員が言われていましたね。議員の質を向上しなければいけないと。今こそ、やはり市議会議員として、市民から負託された代表として、やるべきことはやるべきであると私は思いまして、この請願に賛成させていただきます。（傍聴席で拍手する者あり）

○議長（秀村長利）

　ご静粛にお願いいたします。

ほかに討論はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　討論を終結いたします。採決いたします。「請願第９号　新体育館の移動式観覧席に関する百条委員会設置を求める請願」の委員長報告は、不採択であります。「請願第９号」を採択することに、賛成の議員は、ご起立をお願いいたします。

　（　起　立　）

　賛成少数。よって本件は、不採択とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後　０時０８分　休憩

午後　１時０８分　再開

○議長（秀村長利）

　本会議を再開いたします。「議案第８２号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。片峯市長。

○市長（片峯　誠）

　ただいま上程されました「議案第８２号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、ご説明いたします。本市固定資産評価審査委員会委員として、金﨑修一氏を新たに同委員として選任したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（秀村長利）

　提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は会議規則第３６条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

　ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　討論を終結いたします。採決いたします。「議案第８２号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに、賛成の議員は、ご起立願います。

　（　起　立　）

　全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議案第８３号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」から、「議案第８７号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」までの５件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。片峯市長。

○市長（片峯　誠）

　ただいま上程されました「議案第８３号」から「議案第８７号」までの人権擁護委員の推薦につき、議会の意見を求めることについて、ご説明いたします。令和４年１２月３１日付をもって任期満了となります人権擁護委員につきまして、「議案第８３号」から「議案第８６号」までは、稗田佳子氏、平嶋穂積氏、楢原理香氏、山下　勲氏を引き続き同委員の候補者として、「議案第８７号」は、石川華子氏を新たに同委員の候補者として推薦したいと存じますので、議会の意見を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（秀村長利）

　提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案５件は、会議規則第３６条第３項の規定により、いずれも委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

　ご異議なしと認めます。よって、本案５件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　討論を終結いたします。採決いたします。「議案第８３号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに、賛成の議員は、ご起立願います。

　（　起　立　）

　全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議案第８４号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに、賛成の議員は、ご起立願います。

　（　起　立　）

　全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議案第８５号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに、賛成の議員は、ご起立願います。

　（　起　立　）

　全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議案第８６号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに、賛成の議員は、ご起立願います。

　（　起　立　）

　賛成多数。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議案第８７号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに、賛成の議員は、ご起立願います。

　（　起　立　）

　全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議員提出議案第１５号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　「議員提出議案第１５号」について、提案理由の説明をいたします。本案は意見書案であり、配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。「女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書（案）」は、財務大臣、経済産業大臣、デジタル大臣、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）、デジタル田園都市国家構想担当大臣宛てに、提出したいと考えております。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（秀村長利）

　提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第３６条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

　ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　「議員提出議案第１５号　女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書（案）」について、反対の立場から討論を行います。

新型コロナウイルスの感染が長期化する中で、コロナ対策の最前線で働く医療や福祉関係の労働者の７割以上が女性です。また女性の多くは、低賃金、不安定な非正規雇用労働者です。国連女性機関は各国政府に対し、コロナ対策が女性を取り残していないかと問いかけています。ジェンダー平等の大きな流れが動き始めた中で、我が国、日本のジェンダーギャップ指数は、２０２２年調査で世界第１１６位という低水準です。様々な課題がありますが、雇用について、現在緊急に必要なことは、非正規から正規への雇用転換、低賃金構造を変えることであります。そのために、労働者派遣法を抜本改正し、派遣は一時的、臨時的なものに限定し、正社員との均等待遇など、派遣労働者の権利を守る派遣労働者保護法をつくること。シフト制労働者の権利を守るために、労働契約に賃金の最低保障額や休業手当の支給を明記するなどのルールをつくること。雇用契約のない単発、短時間の労働などの無権利な働かせ方を広げる規制緩和に反対し、権利保護のルールをつくること。フリーランスに労災保険と失業保険を適用すること。パート、有期雇用労働者均等待遇法の制定など、正社員との均等待遇を図るとともに、解雇、雇い止めを規制することなどが必要です。

女性に限らず、デジタル化の流れを捉える機会は大変必要です。しかし、この意見書案には、女性の経済的自立に向けてと書いているのに、非正規雇用の広がりの是正について記述がありません。

また個別の要望項目には、育児や子育てを女性固有の役割と固定することを容認していないか指摘すべき記述もあります。よって、この意見書案には賛成できません。以上で私の討論を終わります。

○議長（秀村長利）

　ほかに討論はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第１５号　女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書の提出」について、原案どおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

　（　起　立　）

　賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議員提出議案第１６号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　「議員提出議案第１６号」について、提案理由の説明をいたします。本案は意見書案であり配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。「消費税インボイス制度に関する意見書（案）」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣宛てに提出したいと考えております。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（秀村長利）

　提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第３６条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

　ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　消費税インボイス実施による打撃は様々に指摘があります。影響の広がりについては意見書案にも記載のとおりであります。この間、実施の中止や延期、廃止を求める意見は、日本商工会議所、日本税理士会連合会、東京税理士政治連盟、東京商工会議所、全国青色申告会総連合、全国商工団体連合会、全国建設労働組合総連合、全国中小企業団体中央会、中小企業家同友会全国協議会、全国青年税理士連盟、日本アニメーター・演出協会、漫画家協会、日本ＳＦ作家クラブ、フリーランス協会、このほか、個人レベルでもＳＮＳやブログで運動が広がっています。政党では、自民党、公明党、日本維新の会は推進の立場ですから、党としては中止や延期に反対の立場です。これに対して、日本共産党、立憲民主党、れいわ新選組、社民党の４党は、６月１０日、消費税減税と適格請求書、インボイス制度廃止などを盛り込んだ消費税減税野党共同法案を衆議院に共同提出しております。地方議会からの意見書が急増しています。２０２１年に９７件だったものが、今年７月末の段階で４２３件も財務省に提出されているわけであります。飯塚市議会は３月定例会で、シルバー人材センターに対して適切な措置を講じるよう求める意見書を可決しました。今回の意見書案は、この際、消費税インボイス実施の中止を求めるものであります。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（秀村長利）

　ほかに討論はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第１６号　消費税インボイス制度に関する意見書の提出」について、原案どおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

　（　起　立　）

　賛成少数。よって、本案は、否決されました。

「議員提出議案第１７号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　「議員提出議案第１７号」について、提案理由の説明をいたします。本案は意見書案であり、配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。「世界平和統一家庭連合（旧統一教会）に関する意見書（案）」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣宛てに提出したいと考えております。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（秀村長利）

　提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第３６条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

　ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　世界平和統一家庭連合（旧統一教会）の半世紀にわたる活動と正体は、既に明らかになりつつあります。特に重要な点は、政権中枢と、政権党である自民党の国会議員との癒着を全容解明することであります。統一教会については、現在、国会では、野党国対が共同して、被害者、元２世、弁護士のヒアリングを重ねています。被害の深刻さとともに、統一教会の解散命令の請求も問われているところであります。

一方、自民党の取組はどうでしょうか。先日の自己点検の結果については、共同通信の世論調査で、「十分ではない」が８０．１％に上りました。表面的、外形的な接点だけではなく、なぜ癒着が生まれたかなど、自民党が党として責任を持った徹底した調査が求められました。しかしその後、次々に暴露される事態を見れば、自民党に自浄能力は期待できない状況です。そもそも、安倍晋三元首相や細田博之衆議院議長が対象外とされるなど、全容解明には程遠いものがあります。

こうした中、日本共産党と立憲民主党は、９月２６日、国対委員長が会談し、１０月召集の臨時国会において、共闘を強め、物価高騰や新型コロナから暮らしと命を守るとともに、統一教会問題を徹底追及することを確認しました。その確認事項１では、臨時国会を統一教会問題追及国会とする。政府、自民党と統一教会との癒着の全容を解明し、反社会的集団の広告塔となり、被害を拡大してきた責任を徹底追及する。被害者救済のために必要な全ての措置を取るとともに、被害者の救済と防止のための法整備の実現に努力する。統一教会と自民党改憲項目との関係についても徹底究明する。細田衆議院議長については、議会運営委員会の場で説明を求めるとしました。

国権の最高機関の国会議員、政権中枢の閣僚と統一教会の癒着をこのままにしておくわけにはいきません。地方議会から全容解明を求める意見書を提出するのは当然のことだと考えます。議員各位の賛同をよろしくお願いします。以上で私の討論を終わります。

○議長（秀村長利）

　ほかに討論はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第１７号　世界平和統一家庭連合（旧統一教会）に関する意見書の提出」について、原案どおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

　（　起　立　）

　賛成少数。よって、本案は、否決されました。

「報告第１５号　継続費精算報告書の報告（令和３年度 飯塚市一般会計）」及び「報告第１６号　令和３年度 健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告」、以上２件の報告を求めます。財政課長。

○財政課長（落合幸司）

　「報告第１５号」について、ご説明いたします。議案書の９０ページをお願いいたします。一般会計の「継続費精算報告書の報告」につきましては、予算に計上しておりました継続費について、地方自治法施行令の規定に基づき、精算の報告をするものでございます。

内容につきましては、９１ページ、「令和３年度 継続費精算報告書」をお願いします。２款、総務費の二瀬交流センター整備事業につきましては、令和２年度から令和３年度までの事業として、継続費を合計で６億１６６５万８千円計上しておりましたが、実績額は５億５６００万３８００円となり、鯰田交流センター整備事業につきましては、令和元年度から令和３年度までの事業として、継続費を合計で４億１２７４万３千円計上しておりましたが、実績額は４億４５４万２６００円となりましたことを報告いたします。

続きまして、「報告第１６号」について、ご説明いたします。議案書の９２ページをお願いいたします。「令和３年度 健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告」につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、報告するものでございます。

健全化判断比率の表に記載しております実質赤字比率につきましては、公営事業会計を除く普通会計における実質的な赤字の程度を示す指標で、連結実質赤字比率は、公営事業会計を含む飯塚市の全会計の赤字の程度を示す指標となっています。令和３年度は、公営事業会計の一部で赤字決算となりましたが、普通会計及び市の会計全体としては赤字となりませんでしたので、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに数値の記載はございません。

次に、実質公債費比率は、普通会計における地方債の元利償還金及び公債費に準ずる債務負担行為などの準元利償還金に充てる一般財源の程度を示す指標で、令和３年度は６．４％となっており、昨年度に比べ０．４ポイント悪化しております。これは、近年の大型事業の財源として借入れした市債の元金償還開始に伴い公債費が増加したことが主な要因でございます。将来負担比率は、普通会計におきまして、地方債残高のほか、公営事業や一部事務組合等への負担も含め、将来本市が負担すべき実質的な負債の程度を示す指標で、令和３年度は１．６％となっており、昨年度に比べ１０．６ポイント改善しております。これは、過去に借入れした市債の償還完了等により市債残高が減少したことが主な要因でございます。なお、実質公債費比率、将来負担比率ともに、早期健全化基準の数値を下回っております。

次に、公営企業の資金不足比率でございますが、これは公営企業会計ごとの事業規模に対する資金不足額の程度を示すもので、令和３年度は、全ての公営企業会計において、資金不足額はありませんでしたので、数値の記載はございません。以上で報告を終わります。

○議長（秀村長利）

　報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件２件は、いずれも報告事項でありますのでご了承願います。

「報告第１７号　令和３年度 児童虐待に関する状況の報告」の報告を求めます。子育て支援課長。

○子育て支援課長（林　利恵）

　飯塚市の子どもをみんなで守る条例第２８条の規定に基づき、「令和３年度 児童虐待に関する状況の報告」をさせていただきます。議会への報告後は、市ホームページで公表することとしています。

まず、今回の報告につきまして、令和２年度分は令和３年１２月の定例会で報告しておりましたが、前年度の状況報告としては、できるだけ早く報告するべきであると考え、今回、令和３年度分については、９月議会で報告させていただいております。

それでは、目次に沿って報告いたします。まず、１ページ、家庭児童相談、児童虐待相談の状況についてでございます。家庭児童相談の相談件数につきましては、市の家庭児童相談室が訪問や電話などにより直接対応した延べ件数で、いわゆる通告も含んでおりますが、児童虐待相談を含む家庭児童相談件数の推移は、令和３年度は延べ３５６０件で、令和２年度の延べ２２０２件と比べ、大幅に増加しており、世帯数でも、令和２年度の２４９世帯から９２世帯増加し、令和３年度は３４１世帯となっております。件数が大幅に増加した要因につきましては、本市での相談対象世帯が急激に増えたということではなく、これまで、児童相談所のみが対応し市が関わらずに終結していたケースなどについて、市のケース件数に含んでおりませんでしたが、これを市が児相と連携を図り、市の支援にしっかりと引き継ぐため、ケース対応することとしたこと、また、③の対象年齢の状況から、７歳から１２歳までの小学生と１３歳から１５歳までの中学生の件数の増加傾向が顕著であることからも明らかであると思いますが、学校等の取組の変化による結果ではないかと捉えております。また、延べ件数が増加した要因の一つには、家庭児童相談室においても、これまでより、さらに対象家庭とつながる機会を増やし、相談等を行ってきた結果であると考えております。相談の種別では、令和２年度と同様、虐待相談を含む養護相談が全体の９割を占めております。

２ページは主な相談経路についての内容となっており、先ほど申し上げましたとおり、学校からの相談件数の増加が顕著となっております。また、全体的な割合は減ったものの、昨年度同様、保健センターを経路とする相談、特定妊婦に関する相談については、件数的には最も多くなっております。

３ページからは、児童虐待相談件数の推移について記載しております。こちらも、世帯数、延べ件数ともに大きく増加しており、世帯数は５１世帯から１２４世帯へ、延べ件数では８５１件から１９４９件と、大幅に増加となっております。参考に、福岡県と全国の状況を記載しておりますが、増加傾向は同様であり、報告書では令和２年度までを記載しておりますけれども、先ごろに公表された全国の令和３年度の速報値では、相談件数が２０万７６５９件と、令和２年度と同様に２０万件を超えております。国の分析では、家庭における暴力を伴う夫婦喧嘩など、心理的虐待である面前ＤＶについて、警察等からの通告が増加していることを要因としております。また、本市の虐待の種別では、令和２年度同様、身体的虐待が最も多くなっておりますが、令和３年度は心理的虐待の件数が大きく増えており、これについては、国と同じ理由で、面前ＤＶの通告の増加によるものだと考えております。被虐待児童の年齢状況では、小学生、中学生の増加については、先ほどから申し上げているとおりでございますが、１ページの年齢状況と比べて０歳から３歳までの件数が、虐待関連では１５世帯増と大変増えております。本市では幸い、大きな事件はございませんが、全国的には０歳児への虐待というものが大きな問題となっており、これについては、現在、今年度４月から、健幸保健課の母子保健係が子育て支援課に移管しており、特定妊婦への支援や出生後のケアなど対応を行っているところでございます。

４ページには、主な相談経路を記載しておりますが、こちらも学校からの連絡の増が顕著であり、また、警察からの情報提供も増えております。

主たる虐待者、対応状況については、令和２年度と大きな変化はなく、実母、実父からの虐待の割合が高く、対応状況についても、継続して支援が必要なケースが７割を占めており、問題の解決が非常に難しいことが見て取ることできます。

５ページ、６ページには、本市の体制として、子ども・家庭相談の組織・構成、設置状況と研修状況を記載しております。子育て支援課の組織については、令和４年度に大きく変わりましたので、それについては、来年度の報告の際、こちらに記載することとなります。

７ページからは、市の責務として、子どもたちに関連のある関係部署の取組を記載しております。これは、飯塚市子どもの虐待防止対策年次行動計画の令和３年度の実施状況を中心にまとめておりますが、令和２年度は、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が発出されるなど、各事業で、例年どおりの活動ができませんでしたが、令和３年度ではその状況下においても、各施設、担当課では子どもたちや保護者が孤立することがないよう可能な限りの支援活動を行ってまいりました。

１０ページ、不登校児童・生徒に対する支援については、各対象人数等を記載するなど、令和２年度より詳しく支援状況をまとめております。特に、要保護児童の世帯については、学校、子育て支援課、生活支援課などが連携して対応を行っており、目視による子どもの安全確認などを徹底してまいりました。

次に、１３ページ、虐待の未然防止についてでございますが、市では児童虐待早期発見のため、乳児家庭全戸訪問や養育支援等、保護者と対面し、話をすることで、早期発見、虐待防止を図っております。これらの活動についても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているところでございますが、乳幼児健診につきましては、従来の集団健診から個別健診に切り替えて実施し、健診実施医療機関と連携により、未然防止に努めました。さらに、母子手帳の交付については面談できる貴重な機会として、丁寧に対応し特定妊婦の支援につなげております。

次に、１５ページ、情報の共有につきましては、各関係機関、自治体等と連携し、適切に情報共有いたしました。

１６ページの児童虐待防止月間の取組につきましては、条例第１７条で毎年１１月を児童虐待防止推進月間と定めており、令和３年度においても、新型コロナウイルス感染症対策のため、街頭啓発活動については行えませんでしたが、子どもの虐待防止講演会については、「最近の事例から考える児童虐待対応の課題と展望」というテーマで、福岡県弁護士会所属の弁護士による講演会を実施いたしました。

最後に、保育所等の優先入所についてでございますが、条例第２３条で「市長は、保育所又は認定こども園の入所者を選考する場合において、児童虐待を受けた子ども等特別の支援を要する子どもを保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱うものとする」としており、令和３年度は１世帯２名の園児を優先的に入所させております。

児童虐待の予防には子育て世帯を支えることが重要であることから、今後も地域、関係機関等と連携し、取組を行ってまいります。以上で、「令和３年度 児童虐待に関する状況の報告」を終わります。

○議長（秀村長利）

　報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　報告ありがとうございました。何かやはり数が多いと本当に苦しくなるなと思いました。また、今年度に入り体制が変わっているので、またいろいろなことが変わってきているんだろうなと思いますけれども、まず、この令和３年の実績についてちょっとお尋ねいたします。この報告書についてお尋ねしますが、この報告書は条例に基づいて報告されているとなっていますが、第１８条に、「市は、子どもに対して、児童虐待に関する知識の普及及び児童虐待を受けた場合の相談先の周知を行うものとする」。第２項、「前項の児童虐待に関する知識の普及等に当たっては、必要に応じて、学校等と連携を図るものとする。」とあります。報告を見させていただきましたら、第１８条に関しては、第２０条までの関係ということで、通告があった場合の連携が載っていますけれども、１８条に関わるような児童虐待に関する知識の普及というところでは、どんなことをしたのか教えてください。

○議長（秀村長利）

　子育て支援課長。

○子育て支援課長（林　利恵）

　報告が足りていないところがございまして、申し訳ございません。令和３年度は、本日ちょっと手元には持ってきておりませんけれども、子どもさんのペンケースに入るような定規型の、虐待を受けたり、悩みがあったら相談してくださいという文言を入れて、電話番号等の入った、紙で作った定規ですけれども、そちらのほうを令和３年度に作りまして、各小中学校の生徒、学生に全て配付しております。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　ペンケースに入るような紙で作った定規を全ての小中学生に配ったということでいいですかね。では、その連絡先はどこになっているのか、教えてください。

○議長（秀村長利）

　子育て支援課長。

○子育て支援課長（林　利恵）

　児童相談所の電話番号である「いちはやく」の１８９の電話番号、併せまして飯塚市役所の家庭児童相談室の電話番号のほうを記載しております。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

法律もやはり子どもを真ん中に置くというような法律に変わってこようとしていて、子どもを真ん中にという言葉が本当に当たり前のようになってきたと思います。私も以前、一般質問のほうで、子ども自身が相談できる体制をつくってほしいということを申し述べさせていただきました。今回、相談件数が上がっていますが、この中で、先ほど言われました子ども自身がどこかの相談機関に相談してきたという件数は幾らかあるか、教えてください。

○議長（秀村長利）

　子育て支援課長。

○子育て支援課長（林　利恵）

　子どもさん自身からの件数は、ほとんど今のところあっておりません。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　ほとんどというか、ないということでよろしいですか。

○議長（秀村長利）

　子育て支援課長。

○子育て支援課長（林　利恵）

　この定規を作成いたしましたのは令和３年度なんですけれども、配付が令和４年度になってしまいました。令和４年度になってこの定規を配った後に、この定規を見たと言ってかけてきた子どもがお１人いらっしゃいました。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　本当に子どもが相談できるという体制をまずつくってもらいたいのと、やはり何が虐待なのかということを知らせるような、それこそが予防だと思いますけれど、そのような活動があったかどうか、教えてください。

○議長（秀村長利）

　子育て支援課長。

○子育て支援課長（林　利恵）

　学校のほうには、児童虐待の通告先等を載せたポスター等を配付して、貼っていただくようにお願いをしているところでございます。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　子どもというのは本当に自分の置かれた状況を当たり前と思ってしまうし、やはり自分の大好きな保護者からいろいろなこと、嫌な思いをしたとしても、親から虐待されているということは本当に言いにくいので、丁寧な予防策というのをしっかりと考えていただきたいと思っております。例えばＣＡＰとかそういう、子どもに対してしっかりと予防教育ができるようなものをこれから要望いたします。

それからもう一つあるんですけれど、今回、私がちょっとかなりショックを受けたのが、１ページ目の虐待の内容に、性的な虐待が上がっていました。世帯数で５件、延べ件数が１２件で上がっております。大変ショックでしたが、分かる範囲でもう少し詳しく教えてください。

○議長（秀村長利）

　子育て支援課長。

○子育て支援課長（林　利恵）

　性的虐待につきましては、一時保護等の措置も必要となってくることから、今まで児童相談所が中心となって対応してきていたため、先ほど説明でも申し上げましたけれども、飯塚市のほうでは直接、性的虐待の子どもさんのケアをすることはございませんでしたので、ゼロ件ということで令和２年度まではきておりましたけれども、令和３年度からは、その対応件数も含めたところで、飯塚市のほうで把握していますので、件数としては上がっておりますけれども、内容については、またちょっとデリケートな問題でありますので差し控えさせていただきます。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　どのような治療というか、それは教えてもらえますか。

○議長（秀村長利）

　子育て支援課長。

○子育て支援課長（林　利恵）

　まず性的虐待を疑われる場合は、児童相談所のほうで子どもさんを保護することをしていると聞いております。また、その後については、虐待を行った方、家族だったりすることが多いですけれども、今後どのようなことをしていくのか、どのような対応をしていくのかということを家族を含めてお話をして、子どもさんが帰った後も家庭訪問をしたり、基本はやはり２人きりにならないとか、その対象者と虐待を行っている、行ったと思われる方との接点をできるだけ減らすなど、そういったことを児相のほうが指導しているというふうには聞いております。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　やはり性的な虐待は本当に大変な問題だと思います。心に傷をすごく負うと言われていますので、被害者はもちろんのこと、また、加害者に対してのプログラムをしっかりとやっていただくようお願いいたします。

あと８ページなんですけれど、要保護児童対策地域協議会の円滑な運営とあります。この中で、個別ケース検討会議が６７回あったということでしたが、この中で、会議がどんなふうに協議されているのか、そういうことの議事録とかございますか。

○議長（秀村長利）

　子育て支援課長。

○子育て支援課長（林　利恵）

　個別ケース検討会議につきましては、昨年度の３児童死亡事例のときの検証委員会のほうでも提言を受けておりましたけれども、会議録等記録につきましては、例えば学校で個別ケース検討会議を行った場合は学校が作るなど、各機関で、それぞれが自分たちで記録を残していくような形でございましたので、こちらにつきましては、今年度になりまして、飯塚市の要保護児童連絡協議会の要綱を今年１０月には改正いたしまして、飯塚市要保護児童対策地域協議会と名称も変えまして、会議自体の目的や役割を明確化するように今準備をしております。その中で、個別ケース検討会議につきましても、きちんとした議事録を作成するような形で手順を定めておりますので、今後はきちんとした形で記録を子育て支援課のほうで残していくような形になると考えております。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　子どもの対応は、やはりそれぞれのやり方もあるだろうし、ある意味、何と言うか、うまい、下手と言ったら失礼ですけれども、いろいろなやり方があると思います。大変経験があって、すごく子どもにうまくいく場合もあれば、そうではない場合もあります。それをしっかり共有するためには、各学校とか施設に任せるのではなく、支援計画でどんなふうにやるとうまくいくというような、ある程度の項目をしっかりしていくことが、全体のレベルアップにつながると思いますので、その辺の計画もどうぞよろしくお願いいたします。

警察との連携があったということなんですけれども、警察と一緒に訪問したりしたようなこととか、どんなふうに連携していたかをもう少し詳しく教えてください。

○議長（秀村長利）

　子育て支援課長。

○子育て支援課長（林　利恵）

　警察との連携につきましては、飯塚市の要対協のほうにも入っていただいていますので、そちらのほうの会議等でまず情報共有を行うこともありますし、また、１１０番等で通報があったものについて、子どもさんがいらっしゃる家庭の場合は、状況確認等で連携をとることもございます。また、まれなケースではございますけれども、子どもさんの安否を確認する際に、警察の方にお願いをすれば、付いて来ていただいているというケースもございます。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　２ページに対応状況として、児童相談所へ送致というふうにありますが、先ほど児童相談所との連携があっているということだったんですけれど、反対に児童相談所からこちらの飯塚市のほうに、逆送致というんですか、そういうことがあったかどうか教えてください。

○議長（秀村長利）

　子育て支援課長。

○子育て支援課長（林　利恵）

　児童相談所でもケースを重要ケース、また通常の支援ケース等と分けて管理をされておりますけれども、その状況が市町村に任せてよいと判断した場合は、市のほうに今後の見守りと支援を引き継いでいくようなことはございます。

○議長（秀村長利）

　５番　金子加代議員。

○５番（金子加代）

　いろいろありがとうございました。すごく、今後が、特に今年から変わっていくことが、本当にいいふうに変わっていけばいいと思っています。

最後、要望で終わりたいんですけれども、児童福祉法が、また今回６月に変わっています。本当にやはり子どもが相談しやすい状況というのをつくるということを令和６年４月までにやってほしいということですので、ぜひ、子どもを真ん中に置いた、支援しやすい、相談しやすい状況をぜひつくっていただくよう要望いたします。

○議長（秀村長利）

　ほかに質疑はありませんか。６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　さっき金子議員からも質問がちょっと１点あったんですけれども、要保護児童対策地域協議会の件なんです。飯塚の３児童虐待事件の後の検証委員会で、形骸化しているのではないかという指摘があったわけですね。形はあるけれど中身がないということなんですが、その後、それを変えていくというお話でしたけれども、どのような方向で、その形、内容を作っていくようにされているのか、お尋ねします。

○議長（秀村長利）

　子育て支援課長。

○子育て支援課長（林　利恵）

　先ほど申し上げましたとおり、今現在、要綱の改正に向けて準備をしております。内容といたしましては、まず今までの飯塚市の連絡協議会の中の要綱には、個別ケース検討会議の記載がございませんでしたので、こちらは国の指針にのっとった形で、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の３層構造をきちんと明記をいたしまして、それぞれの役割も要綱のほうで記載しております。また関係者につきましても、以前の連絡協議会の形が、代表者会議とその構成員の関係がよく分からないようなつくりになっておりましたので、関係機関として機関名を増やしたところで、今現在、作成しておりますけれども、新たに構成員として同意をいただいた方々につきましては、自治会連合会のほうから承諾をいただいております。また、市内の子育て支援センター、こちらも今後、名前を連ねるということで同意をいただいております。また、障がい児施設、こちらも各施設のほうにお願いのお手紙等を送って、代表者会議というと、やはり今後の方針等を決めたりする形で、若干少し意味が違ってきますので、そうではなくて、関係者として、実際子どもさんたちを見る立場として、個別ケース検討会議に関係者の方が入っていただいて、守秘義務等を気にせず、気にせずというのは、その会議の中で気にせず話ができるような形で、関係者を増やしたところで、個別ケースの検討会議で、皆さんで子どもさんたちを守れるような形の要綱のほうに改正しております。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　分かりました。ただ、要保護児童対策地域協議会は守秘義務がありますよね。そうすると、やはりその公務員的な立場の関係の方しか入れないという形になるんですか。

○議長（秀村長利）

　子育て支援課長。

○子育て支援課長（林　利恵）

　要対協につきましては、児童福祉法のほうで規定がありまして、第２５条の５で、守秘義務については遵守しなさいということがありますので、こちらを要綱のほうにも盛り込む形で、守秘義務という項目も新たに追加したもので要綱をつくっております。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　例えば一般の方がもしなられたとして、以前は、児童虐待条例のときは、そこに関して違いましたよね、市の見解は。守秘義務があるから一般の方は入れないという話でしたよね。そこは変わったということでいいんですか。

○議長（秀村長利）

　子育て支援課長。

○子育て支援課長（林　利恵）

　先ほど申し上げましたとおり、代表者ということに限定してしまうと、そこにしか守秘義務が及ばないことから、今回の改正後の要綱では、関係機関として、別紙でまとめておりますけれども、こういった機関の方で構成すると。機関そのものを全部要対協の機関として含めました。その上で、協議会の構成員、またはその職にあった者、構成員ですので関係機関の方も全てを指したところで守秘義務が課せられるというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　分かったような、分からないような話ですけれどね。ちょっとその辺は詰めていただきたいと思います。今回ちょっと報告の中に、今お話しした３児童虐待事件後の検証委員会が行われた後の、その経過、流れというか、どのようになったかというのが入っていないのは、来年度か何かに入ってくるような形になってくるんでしょうか。

○議長（秀村長利）

　子育て支援課長。

○子育て支援課長（林　利恵）

　こちらの報告書につきましては年間の状況を述べているものですので、例えば令和２年度の相談件数の中には、当然その当時の事件の子どもさんたちの件数も含まれているところですけれども、それを個別に挙げたものについては、もう検証報告書のほうも出しておりますので、特に３児童を含めたところの報告書というのは、今のところ考えておりません。

○議長（秀村長利）

　ほかに質疑はありませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　ただいまの報告は、市条例第２８条の年次報告ということと思いますけれども、各項目ごとの状況は数字で出ておりますが、年次報告には総評というか、監査委員意見書などで言えば結び、そうしたものは義務付けはないというお考えですか。

○議長（秀村長利）

　子育て支援課長。

○子育て支援課長（林　利恵）

　報告につきましては、児童虐待に係る状況についての年次報告ということで、その概要をまとめた報告書にはしておりますけれども、総評というものにつきましては、今後、また来年度、令和５年度の年次行動計画を策定する際に、新たにそれを生かしたところではつくっていきますけれども、総評というものは特に考えておりません。

○議長（秀村長利）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　条例がどういうふうに規定しているかにもよると思うんですけれど、やはり総評は必ずいると思うので、それはちょっと市長のほうでよく検討してもらったらどうかと。福祉文教委員会の特別付託案件もありますので、また、そのほかのことについては福祉文教委員会のほうでお願いします。

○議長（秀村長利）

　ほかに質疑はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますのでご了承願います。

「署名議員を指名」いたします。９番　永末雄大議員、２２番　松延隆俊議員。

以上をもちまして、本定例会の議事日程の全部を終了いたしましたので、これをもちまして、令和４年第４回飯塚市議会定例会を閉会いたします。長い間お疲れさまでした。

午後　２時０８分　閉会

◎　出席及び欠席議員

　（　出席議員　２７名　）

１番　　秀　村　長　利

２番　　坂　平　末　雄

３番　　光　根　正　宣

４番　　奥　山　亮　一

５番　　金　子　加　代

６番　　兼　本　芳　雄

７番　　土　居　幸　則

８番　　川　上　直　喜

９番　　永　末　雄　大

１０番　　深　町　善　文

１１番　　田　中　武　春

１２番　　江　口　　　徹

１３番　　小　幡　俊　之

１４番　　上　野　伸　五

（　欠席議員　１名　）

２８番　　平　山　　　悟

１５番　　田　中　裕　二

１６番　　吉　松　信　之

１７番　　福　永　隆　一

１８番　　吉　田　健　一

１９番　　田　中　博　文

２０番　　鯉　川　信　二

２１番　　城　丸　秀　髙

２２番　　松　延　隆　俊

２３番　　守　光　博　正

２４番　　瀬　戸　　　光

２５番　　古　本　俊　克

２６番　　佐　藤　清　和

２７番　　道　祖　　　満

◎　職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長　　二　石　記　人

議会事務局次長　　太　田　智　広

議事調査係長　　渕　上　憲　隆

書記　　安　藤　　　良

議事総務係長　　今　住　武　史

書記　　生　山　真　希

書記　　宮　山　哲　明

◎　説明のため出席した者

市長　　片　峯　　　誠

副市長　　久　世　賢　治

副市長　　藤　江　美　奈

教育長　　武　井　政　一

企業管理者　　石　田　愼　二

総務部長　　許　斐　博　史

行政経営部長　　東　　　剛　史

市民環境部長　　福　田　憲　一

経済部長　　兼　丸　義　経

福祉部長　　渡　部　淳　二

都市建設部長　　中　村　洋　一

教育部長　　山　田　哲　史

企業局長　　本　井　淳　志

公営競技事業所長　　樋　口　嘉　文

経済政策推進室長　　早　野　直　大

福祉部次長　　長　尾　恵美子

都市建設部次長　　臼　井　耕　治

都市建設部次長　　大　井　慎　二

財政課長　　落　合　幸　司

子育て支援課長　　林　　　利　恵